



釜石市戦没者追悼・平和祈念式

昭和20年7月14日と8月9日、釜石は二度にわたり艦砲射撃を受け、多数の尊い生命が犠牲となりました。市は戦没者の慰霊と恒久平和への願いを込め、釜石市戦没者追悼・平和祈念式を開催します。

日時 8月9日(日) 11時 **場所** 釜石市民ホール TETTO

対象 どなたでも参加できます

内容 追悼の言葉、戦災伝承に関する探究発表（釜石高生）、献唱、中学生代表による「平和への思い」発表、平和都市宣言の唱和、献花など
※献花用の菊花は市で用意します

献花 式典終了後、13時までどなたでも自由に献花ができる献花台を会場内に設置します。

関連資料の展示 太平洋戦争・釜石艦砲射撃の関連資料を会場内に展示します。

その他 送迎バスの運行はありません。駐車場は、市営大町駐車場(有料)をご利用ください。

問い合わせ 市地域包括ケア推進課 ☎ 22-0190



釜石大町駐車場 駐車サービス券の受け取り方法が変わります

8月1日(土)から釜石大町駐車場の利用方法が変わります。

【駐車サービス券の受け取り・精算方法】

① 駐車場へ入庫後、場内に設置している事前精算機で「駐車証明書」を発行します。

※入庫時、駐車券は発券されません。また、精算後は「駐車証明書」は発行されませんので、精算前に必ず発行してください

② 「駐車証明書」と購入した商品等のレシート（領収書）等を提携店の窓口へ提示します。

③ 提携店の窓口から駐車サービス券を受け取り、事前精算機で精算します。

※駐車サービス券の発行条件は提携店により異なります。詳しくは各店舗へ問い合わせください

駐車場精算機

駐車証明書発行方法

駐車場提携店をご利用の方は駐車証明書を発行してください



問い合わせ 釜石まちづくり(株) ☎ 22-3607 市都市計画課 ☎ 27-8435



飼育犬・猫および地域猫の不妊・去勢手術を助成します

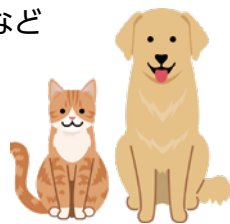
条件 7歳未満であること、犬の場合、登録と狂犬病予防注射が済んでいることなど

助成金額 1頭当たりメス5,000円、オス2,000円

申込期限 9月30日(水)

対象頭数 申込頭数が助成対象頭数を超えた場合は抽選します。
・メス（犬・猫）200頭 ※飼育犬20頭、猫180頭（うち地域猫80頭）
・オス（猫のみ）50頭

申込方法 不妊手術助成事業申込票を記入し、市生活環境課（☎ 27-8453）または岩手県獣医師会へ提出してください。申込票は市生活環境課に備え付けて他、市ホームページからダウンロードできます。



市ホームページ

問い合わせ (一社)岩手県獣医師会 ☎ 019-656-1014 FAX 019-656-1017

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の皆さま

令和8年8月から 高額療養費の自己負担限度額が変わります

年々医療費が増加し続ける中、今後も安心して医療を受けられる制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて限度額が見直されました。

高額療養費の自己負担限度額（令和8年8月から令和9年7月まで）

70歳未満	所得区分		負担割合	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと)	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)
	ア	基礎控除後の所得 901万円超	3割 (未就学児は2割)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% <多数回該当:140,100円>	1,680,000円
	イ	基礎控除後の所得 600万円超~901万円以下		179,100円+(総医療費-597,000円)×1% <多数回該当:93,000円>	1,110,000円
	ウ	基礎控除後の所得 210万円超~600万円以下		85,800円+(総医療費-286,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	530,000円
	エ	基礎控除後の所得 210万円以下		61,500円 <多数回該当:44,400円>	530,000円 (※1)
	オ	住民税非課税		36,900円 <多数回該当:24,600円>	290,000円

70歳以上	所得区分		負担割合	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと)	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)
	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	3割	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% <多数回該当:140,100円>	1,680,000円	—
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上		179,100円+(総医療費-597,000円)×1% <多数回該当:93,000円>	1,110,000円	—
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上		85,800円+(総医療費-286,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	530,000円	—
	一般 (Ⅰ・Ⅱ)	課税所得 145万円未満(※2)	70-74歳 2割	61,500円 <多数回該当:44,400円>	530,000円(※4)	月額上限 22,000円 (年間上限 216,000円)
	低所得Ⅱ	住民税非課税	75歳以上 1割(※3)	25,700円 <多数回該当:24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 96,000円)

※1 基礎控除後の所得が86万円未満の区分に該当すると確認できた人は、41万円が適用される
※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合、または、基礎控除後の所得が210万円以下の場合(昭和20年1月2日以降生まれの人に限り)も含む
※3 課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)の人は2割
※4 課税所得が28万円未満の区分に該当すると確認できた人は、41万円が適用される

高額療養費制度とは

医療機関等に支払った1カ月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が払い戻される制度です。※入院時の食事代や差額ベッド代などは一部負担金に含まれません

問い合わせ 市健康保険課 保険給付係 国民健康保険の人 ☎ 27-8479
後期高齢者医療保険の人 ☎ 27-8491

釜石での結婚新生活を支援します

釜石市結婚新生活支援補助金



対象

- (1) 次のすべての要件を満たす人
- 令和8年1月1日~令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - 夫婦ともに婚姻日時点で満39歳以下
 - ライフプランセミナーを受講
 - 夫婦の所得を合算した額が500万円未満(年収で換算すると約680万円未満)
- (2) 令和7年度にこの補助金を受給し、受給額が補助金上限額に達しなかった夫婦

補助金額

- (1)の夫婦の場合 婚姻日に夫婦どちらも満29歳以下 上限70万円
婚姻日に夫婦どちらも満39歳以下 上限30万円
- (2)の夫婦の場合 (1)の上限額から令和7年度の受給額を差し引いた額を上限

補助対象経費とライフプランセミナーの詳細は、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 市オープンシティ・プロモーション室 ☎ 27-8463